

令和元年第3回
利根町議会定例会会議録 第5号

令和元年9月13日 午後1時開議

1. 出席議員

1番	峯山典明君	7番	花嶋美清雄君
2番	山崎誠一郎君	8番	井原正光君
3番	片山啓君	9番	五十嵐辰雄君
4番	大越勇一君	10番	若泉昌寿君
5番	石井公一郎君	11番	新井邦弘君
6番	石山肖子君	12番	船川京子君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	佐々木喜章君
総務課	長	飯塚良一君
企画課	長	川上叔春君
財政課	長	大越達也君
税務課	長	赤尾津政男君
住民課	長	桜井保夫君
福祉課	長	大塚達治君
子育て支援課	長	花嶋みゆき君
保健福祉センター	所長	狩谷美弥子君
環境対策課	長	大津善男君
保険年金課長兼国保診療所事務長		直江弘樹君
経済課長兼農業委員会事務局長		近藤一夫君
建設課	長	中村敏明君
都市整備課	長	飯田喜紀君
会計課	長	佐藤宏君
学校教育課	長	青木正道君
生涯学習課	長	久保田政美君
指導室	長	直井由貴君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	大 越 克 典
書	記 荒 井 裕 二
書	記 野 田 あゆ美

1. 議事日程

議 事 日 程 第 5 号

令和元年9月13日（金曜日）

午後1時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

午後1時00分開議

○議長（船川京子君） ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程に入る前に、武谷昭子教育長職務代理者が所用のため欠席するとの申し出がありましたので、報告いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（船川京子君） 日程第1，一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

1番通告者，3番片山 啓議員。

〔3番片山 啓君登壇〕

○3番（片山 啓君） 片山 啓ですが、本日は、お忙しいところ傍聴にお越しいただきまして、本当にありがとうございます。

8日から9日の深夜にかけて、台風15号、関東地方を襲いました。私の質問も本来9日だったのですけれども、台風の影響できょうに延びました。利根町でもいろいろな被害が

あったと思います。きょうも傍聴に来たいと思っている方も被害の後片づけのために来られなかったという人もいます。被害に遭った方のお見舞いを申し上げます。

それでは、1番通告、片山 啓、質問させていただきます。

今回私は、一つ防災関係、二つ公共施設の利便性向上、三つ小中学校の適正配置、四つ、第5次総合振興計画についてという4点について質問させていただきます。

まず最初に、先般監査報告の中で監査委員から特に意見として、防災関係だとか歳出削減について一段の努力が必要だという意見、報告がされております。その中で私も防災関係については、より一段と質問の数を多くしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

台風15号が9日未明に利根町を襲いましたので、そういうことについても質問の中に入れていっていきたくと思ひております。

それでは、通告の通りに行きますと、まず、防災関係について。

1番目、防災手引きの発行目的はいかがですか。

以下の質問については自席で行います。よろしくお願ひいたします。

○議長（船川京子君） 片山 啓議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） 皆さんこんにちは。それでは、片山議員のご質問にお答えをいたします。

防災の手引の発行目的についてのご質問でございますが、近年我が国では、大規模な地震の発生、また、大型の台風や局地的な集中豪雨による河川の氾濫、浸水、土砂崩れなど激甚災害が発生しております。当町においても利根川と小貝川に接しており、大型台風や集中豪雨などによる河川の氾濫、また、首都直下地震など大地震がいつ発生するかわからない状況にあります。

このような災害に備えていくために、風水害、地震などの災害の種類、非常時の持ち出し品や備蓄品、気象庁や国土交通省などの災害情報の入手方法などを掲載し、また、巻末には利根川、小貝川と霞ヶ浦の洪水ハザードマップを収納した防災の手引を今年3月に発行し、全戸配布したところでございます。

防災の手引につきましては、防災の基本的な考え方であり、自分の身は自分で守る自助、隣近所や地域で助け合う共助の重要性を認識していただくために作成したもので、平時からの備えや災害時の避難の対応などにお役立ていただくとともに、日ごろからご家族や地域の中で防災について、コミュニケーションを図っていただく際に活用していただきたいと思ひております。

町民の生命、財産を守ることは、行政の最大の責務であることは申し上げるまでもございません。しかしながら、災害が発生し災害の規模が大きくなればなるほど行政の対応力

が小さくなり、自助と共助の能力を高めていくことが重要であることから本手引をぜひご一読いただき、災害に備えていただきたいと考えているところです。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 手引の発行目的は、私もそのとおりだと思います。その中で、前回の質問でも聞きましたけれども、避難所として適切でないものが避難所として指定されているというようなことがあっては、今町長のお答えになったような目的が達せられないのではないかと思います。それともう一つは、自助のために活用していただきたいということであれば、発行と同時に住民に周知徹底させる、中身の説明もするとより効率的な利用ができるような教育をするということが必要になってくると思いますので、その点いかがでしょうか。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） まず、1点目の避難所の不適ということですが、指定避難所につきましては、一次的な避難、急遽の避難ができれば命を救うことができます。これにもつながりますので、現在の避難所はそのまま残しておきたいと考えております。

また、町で指定避難所以外に協定を結んでいる避難所もございます。例えば、稲敷広域圏内の市町村で結ぶ広域避難に関する協定等もございます。その中では、利根町は、大規模な水害等があった場合には、牛久市の避難所に避難するというような計画でございます。

また、福祉避難所では、町内の5施設と協定を結んでおりまして、いざというときには、福祉避難所としての開設も可能ということで、今の15施設に加えて、協定を結んでいる施設があるということで、今の旧東文間小学校のことでしょうけれども、あそこも一時的に急遽身を守るということに関しては、そういう施設としては利用はできると思いますので、残しておきたいということでございます。

それともう一つ、今回の防災の手引の周知なのですが、4月に各戸配付させていただいたかと思います。町民全員を対象にして、例えば公民館等でやった場合もなかなか入り切れない部分もあります。日数もかかるというものもございます。町としては、区長さん方をお願いして、実際にその地区に出向いて地区だけではないのですけれども、団体の方でも結構なのですけれども、出前講座のほうで実際にお話させていただいて、意見交換も含めながら、こういうときはどうするのということに関しては、お答えできるような形で細かく周知していきたいなというふうに考えております。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） きょうは、いっぱい質問する事項があって、深く追求できないのが残念なのですけれども。

それでは、先日起きました台風15号について、利根町の現在わかっているだけでも結構ですから被害状況を教えていただけませんか。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 被害状況ということで、かなり多数あります。かいつまんでお話をさせていただきます。

今回の災害では、停電が一番大きかったかと思います。停電に伴って、家庭で電気が使えないクーラーが使えないということで、避難所のほうも高齢者であるとか熱中症対策ということで避難所のほうを設営させていただきました。

被害でございますが、雨というよりは強風ですね。こちらのほうで倒木がかなりございました。これは、道路をふさいでしまったものから民家のものからかなりの数ございました。それと、カーブミラーとか防犯灯、自立して立っているものについては、カーブミラーが4カ所でした。それと防犯灯が2カ所、強風に伴って電線が切れて機能しないというものもございました。

そのほか、若草大橋でのトラックの横転、それと物置、納屋、小さいやつですね。あれが倒れてしまったりとか、屋根、瓦が飛んでしまったというのが多数ございました。それと、東電のほうで電気のほうの修繕をしまして復旧したのですが、一部自宅内への引き込み線のほうが影響を受けて、隣のうちがついていてもそのお宅だけがつかないという状況もございました。

そのほか、公園などに関しましては、木の小枝、葉っぱとかの散乱、それと水路のフェンスなどが横倒しになってしまった。それと、停電によって、ポール等のポンプアップの電源が断たれてしまったという、大きく言うとそんな感じです。後は、農家の方の各ハウス等の被害もございました。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 現在テレビ報道などで千葉県では、非常に大きな停電、まだ復旧されていないところもあるというような状況。あの台風は、気象庁が前もって関東直撃だと、なおかつ非常に強い風も60メートルと想定していました。

そういう中で、利根町の先日町長がお話になった中では、8日の日は、職員を自宅待機させたというような報告がされていましたが、本来では、当然そういう台風が利根町にも近づく、上陸する可能性があるという気象庁の発表の中で警告の中で、対応がまずかったのではないかなと私は思っております。防災というのは、前もって被害を最小限に抑えるということが前提条件ですから、少なくとも8日の深夜から9日の早朝にかけて、接近すると一番近づくと言われている中で、深夜60メートル近くの風が吹いたり、80ミリを越すような雨が降った中、真っ暗な中では避難できないですね。ですから、本来ならば8日の昼間のうちに避難したい人は避難できる態勢をとるのが町の責務だと私は思っております。それが、町長が普段から言っている優しく安全な町だと、町民に対して、安心して住んでいただける町をつくるのだという心に通じるのではないかと。それについては、非常に私は残念だったなと思っておりますが、町長その辺いかがでしょうか。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 片山議員のおっしゃるとおりでございます。よく職員の方ともミーティングをしまして、どうしようかと迷いに迷った結果、職員を待機させた。2人の職員は詰めさせました。早い連絡でということ、いろいろな情報を入れたところ、3時から4時、5時だという情報が入りましたので、スピードが速まっているという情報も聞いております。大体台風が通り過ぎたのが3時半から4時。私も起きて待機しておりましたから。そんな中で来てしまったと。すぐに停電になってしまったと。議員の皆さんも峯山議員などは、開設された、手伝ってくれましたし、また、ほかの議員の人も水を配達してくれたり、先日の一般質問でも議員が言っていましたけれども、1回役場来たんだと。真っすぐ家に帰って申しわけないと言っていましたけれども、議員の皆様にも本当に心配をかけて、こういう災害のときは、本当に議会と町と町民が一緒になって活動できるような、そういうものを考えていきたいと思っていますところです。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 現在利根町には、高齢者が非常にひとり住まいの人も多いです。真夜中に台風が来ると非常に心細い思いをして、心配して一夜を過ごしたのではないかなと。ましてや停電になった家などは、心細くて仕方なかっただろうと。あの風で家が揺れたと恐怖心を語っている人もいっぱいおります。そういう中で、公共施設に避難できればその心配がなかったんだというような声も聞こえています。ですから、早目早目の対応が災害のときには一番大事なことであって、これが後手に回ると非常に被害も大きくなるということは絶対条件ですので、今回もたまたま、もうあと10キロから20キロ西のほうに進路を変えていたならば利根町が直撃されたかもしれない。今の鋸南町と同じような状況になったかもしれない。鋸南町で一番今回被害が大きかったということは、通信手段が全然なくなって、道路も寸断され電話がつかない。無線もだめ。防災無線も使えない。そういう状況があって、被害状況が県にも国にも伝わっていなかったと。ようやくここにきて、SNSだとかそういうものを伝えて、被害状況がわかってきて、非常に悲惨な状況、今まだ解消されていないという状況が伝えられております。

利根町は、今回そういうことがたまたまなかったのですけれども、なる可能性が大きかった台風です。毎年毎年災害が来ることは今までの経験からも明白ですから、災害に対する備えというものは、前もってやっておかないといけないと。ですから、それには訓練も必要です。

それで次に、ことしの防災訓練の概要、また、小中学生の参加があるのかないのかお伺いいたします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 今年度の防災訓練の概要は、また、小中学校の参加の有無はとのご質問でございますが、今年度の自主防災組織との防災訓練の概要について、11月10日曜日に実施予定でございます。地震災害を想定し、被害を最小限にすべく自助、共助、

公助連携した活動訓練でございます。

訓練内容は、自主防災組織の活動と災害対策本部の連携で、昨年度実施した内容をもとにして、参加地区を対象とした説明会を開き、協議しながら決定したいと考えております。

説明会につきましては、今月9月19日木曜日の開催を予定しております。

次に、小中学校の参加の有無ということでございますが、訓練実施日が休日となること、また、各学校において、それぞれ災害時の避難訓練を行っているので、学校の参加は考えていません。まずは、地区との連携を強化すべきと考えております。日曜日の訓練……これ、木曜日が説明会……日曜日の場合は、父兄がいるのでお子さんも連れてくれば、学校ではやりませんが、その中でやろうと思っております。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 前回の質問で、教育長は次からは小中学校の参加も考えるという答弁があったのです。その中で、今町長は参加させないと、要請もしないというようなことですが、前回の質問でも言いましたけれども、小中学生が積極的に参加すると親の参加もふえるのです。ですから、これは、町を挙げての訓練ですから、少なくとも学校の教育の中で11月10日は町主催の防災訓練なんだと。ですから子供たち、学校の先生、校長先生、教頭先生、皆さんそれに参加するようにというような通達をしていただければ、少しでも多くの住民が参加できるのではないかと私は考えております。

前年度初めて町主催の防災訓練というのをやったのですけれども、そのときの反省を私は出してくれと言ったのですけれども、なかなか資料として出てこないのですけれども、要するに、行政の施策というのは、前年度の反省を生かして今年度の計画を立てるのが前提条件なわけです。やっているわけですから。初めてではないわけでことは2回目なのですから。

そこで、前回の防災訓練に私も参加しましたがけれども、非常に町の顔が見えないんですね。どこで何をやっているのか。避難所はどうしているのか一切わからない。そういう中で、ぜひ町も表に出るような、町民に町も一生懸命やっているのだなということがわかるような訓練にしていきたいと。

それと、当日訓練開始については、防災無線を使って、ぜひ周知徹底していただきたいと。そのための防災無線です。防災のために使うのに何のちゅうちょも要らないはずですから。ましてや、今防災無線のお知らせがチャイムなんですね。災害を想定した以上は、サイレンか何かで知らせると。そうすると、チャイムよりは緊迫感が伝わります、町民に。ですから、そういう工夫もして、訓練にするからには、全員が参加できる体制をつくると。少なくともそういう知らせ方も必要ではないかと私は思っております。

それと、避難所開設訓練も同時にやっていただきたいなと私は思っております。けれども町長が言った今月19日ですけれども、説明会があるというので私も呼ばれていますから参加するつもりですけれども、ある程度もう町が想定した訓練内容ができ上がった説明会

だと思しますので、なかなかそこで意見を言ってもそのとおりにならないのが普通的手段です。ですから、今からこの機会を捉えて要望しておきますけれども、町が表に出す、何をやっているかわかるようにする。避難所の開設訓練もする。また、知らせる方法も考えるということについてご答弁をお願いいたします。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 片山議員にちょっと反問なのですけれどもよろしいですかね。

○議長（船川京子君） はい、許可します。

○総務課長（飯塚良一君） ちょっと確認なのですけれども、防災訓練に参加するのは、学校として参加するのか、小学生中学生として参加するのかというところなんです。なぜ聞くのかと言うと、学校として参加する場合と小学生中学生これは一般の人と混ざって参加する場合とでは、やり方が違ってきてしまうと思うのです。そこだけはっきりさせていたいただきたいと思えます。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） それは、まだ初めてのことですから。私が要望しているのは、最初から小中学生とか幼稚園だとかの子供たちが一緒になって参加できれば、親も参加しやすいし参加意欲が高まるということを申し上げたので、そのために学校として、行事としてやるのか、生徒それぞれに自主的に参加するように促すのかは、教育上の観点もあるからと思えますから、それは町側に判断は委ねなければならないと。私がここでどうだ、こうだと言えないとそのように思っています。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 町としましては、先ほど町長のほうから答弁があったように、日曜日だと学校はやっていないという想定の中になりますので、一般の保護者の方たちと一緒に参加していただければ、それは参加者は何歳以下はだめとかという規定は全然ございませんので、その中で一緒に参加していただければというふうに思えます。

それと、防災無線に関しましては、それが鳴らせるかどうか確認をしてみたいと思えます。ただ、余りびっくりするようなことをしてしまうと、事前の周知というのは、非常に大切なのですけれども、音に関しては選ばないといけないかなと。できるとしても選ばないといけないかなと思っております。

それと、地区と一緒にやる防災訓練の中身なのですけれども、実際に町がつくったものをただ地区にやってもらうというのは、余りよろしくないと思っております、昨年の反省点も踏まえながら、基本のベースは昨年のもにしてもそこに地区の方がこういう訓練をしたいと、さっき片山議員が言われたように、避難所を開設してほしいだとかいろいろな要望があるかと思えます。19日の会議のときには、そこまで含めた議論をしていきたいと考えております。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 時間がだんだん迫っているのではなかなか、あれなんですけれども。

それでは、5番目防災士の会の立ち上げ状況はということですが、日本経済新聞にたまたま記事が載っていたのですけれども、常総市では、防災士連絡協議会というものをつくって、現在市とその協議会が前面に出た訓練だとか日常の教育だとかそういうのをやっているということが日本経済新聞に載っていました。また、あそこは、鬼怒川の水害があった町ですから、当然そういう危機意識が高いと思いますけれども、それによって、非常に住民の参加もふえたと、訓練。当然住民そのものの危機意識も高まってきているわけで、利根町とは違うのかもしれませんが、そういう先進的な市、区長の事例を見て、私は、前から防災士がせっかく町の予算で資格をとっている人がいるわけですから、その人たちを前面に出して、そういう防災関連の教育訓練だとか、そういうものに率先して参加していただくような態勢をつくっていただきたいと。それについては、前回も前向きに検討するという答弁があったのですけれども、その後の状況を教えてください。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 防災士の立ち上げ状況についてのご質問でございますが、今後防災士の会の立ち上げに際し、防災士資格を取得された方に通知するなどして、募集を行い、年内には第1回目の会合を開催し、会での事業内容などについてご意見をいただき、また、防災士の皆様で意見交換していただきたいと考えているところでございます。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） それでは、6番目。

防災関係について、一番懸念されるのは、交通網の確保だと思うのですけれども、町にも聞くとところによると百八十何件の橋梁があると、町が管理している橋ですね。これも大分老朽化している橋が多いと聞いております。それで、耐震診断終了した橋の数だとか補強が必要な数についてご質問いたします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 町が管理する橋梁の数は幾つあり、そのうち耐震診断終了の数及び補修、補強が必要な橋の数はとの質問でございますが、町が管理する橋梁数は139梁でございます。そのうち耐震診断が終了している橋はございません。町が管理する道路橋につきましては、今後老朽化する橋梁数の増大に対応する必要があることから、橋梁長寿命化修繕計画を策定することにより、従来の事後的な修繕及びかけかえから予防的な修繕と計画的なかけかえへの転換を図るとともに、橋梁長寿命化並びに橋梁の修繕及びかけかえに係る費用の縮減を図ることとされております。これらを踏まえまして、橋梁の健全性を把握するための道路橋定期点検を5年に1回のサイクルで、橋長2メートル以上の全ての道路橋で実施しております。

なお、今年度は、道路橋定期点検結果に基づき、各橋梁の重要度、維持管理コストの平準化を踏まえた道路橋修繕計画を策定中でございます。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） まだ補強した数はゼロだということですが、診断をした数は何橋あるのですか。

○議長（船川京子君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） 片山議員のご質問にお答えいたします。

耐震診断を実施した橋梁の数はございません。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 先ほども申し上げましたけれども、非常に古い橋が多いですね。それでまだ、耐震診断もしていない。特に重要な道路橋については、早急に診断だけはして、どうしても補修しなければ早目にさせていただかないと、橋が落ちたら道路通れないわけですから、そうすると災害時は非常に復旧についても手間取る。また、避難についても難しくなるという重要な構造物ですので、ぜひこれは、当然今まで調査くらいはすべきだったと思いますよ。

全部できていなくても少なくともそのほうに足を進めていたんじゃないかと私は思ってこういう質問したのですけれども、していないと。危機意識が足りないなど。これではなかなか安心して住めないなと思いますよ、町長。ぜひ一刻も早く診断くらいして、それから初めて補修の計画を立てていく。長寿命化の計画を立てていく。先ほど長寿命化でコスト削減してという話が出ましたけれども、調査もしなければそういうこともできないわけですね。もう既に大分終わっているのかと思ったらがっかりですね。一つもしていないと。その辺について町長どうですか。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 長寿命化計画の中で耐震性を判断しております。これも長寿命化計画で点検は終わっております、全部。耐震診断は終わっていない。長寿命化計画で全部の橋は見ていますから。専門家が来て。そこで悪いところを判断して、耐震診断をやらなくてはいけないところはやったり、補修しなければいけないという方向に向いていくという結果でございます。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） それでは、長寿命化の診断は終わったということですから、早急に補修しなければいけないというような橋もわかっているわけですね。課長。

○議長（船川京子君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） 片山議員のご質問にお答えいたします。

町が管理する道路橋の構造としましては、桁橋が16、床版橋が19、カルバート橋が104の合計139の橋梁を管理しているような状況でございます。昭和55年以前の道路橋示方書により適用されてつくられている道路橋につきましては、全て耐震補強の対象橋梁となっているようになります。そのような町管理の橋梁ではございますが、長寿命化修繕計画

を策定するに当たっては、それらの橋を全て各部材、各橋を構成するものを全て点検しております。その診断結果としましては、橋梁が健全であるレベルであった橋が31橋、予防保全レベルである橋は98橋、早期措置段階レベルである橋は10橋という橋梁の定期点検結果としては出ております。

それから、その中でこれから修繕をかけていくという計画を立てていく段階で、今の段階で修繕を検討していこうかというのは、こちらにございます早期措置段階レベルの10橋と、あと議員おっしゃるとおり予防保全段階であっても重要な橋梁はございますので、そちらの橋というのは、15メートル以上の橋梁とあと1級路線に係ります特にバス路線であります学校橋そちらの橋については、長寿命化修繕計画ということで4橋は違う重要な橋ということで認識しております。

そのような中で、これから対策を考えていくのは、今の段階で検討をしなくてはならないということで考えているのは12橋でございます。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 10橋は要修繕，長寿命化の工事に入らなければいけない橋だと認定されているそうです。これがどこの橋かということは、きょうは問いたしませんけれども、早急な対策を講じていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、7番目の避難行動要支援者についてお伺いいたしますが、自主防災委員会、地域の地区のそこで一番問題になっているのは、要支援者のことなのです。町長、どういう対応に困っているかおわかりですか。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） どういう対応で困っているか……避難行動要支援者の対応とのことでございますね。

○3番（片山 啓君） 地区の。

○町長（佐々木喜章君） 現在の避難行動要支援者の対応関係では、町の広報紙や町公式ホームページによる避難行動要支援者名簿登録制度の周知とともに、区長会や民生委員、児童委員協議会の会議の場において、制度の理解促進と避難支援の協力を呼びかけております。

大きな被害が起きた場合には、町は災害対策本部の福祉対策部が中心となり、避難行動要支援者に対する救助、救護を実施することになりますが、災害対策本部が設置された場合、福祉対策部は、福祉避難所の運営とともに、警察、消防、社会福祉協議会などの関係支援機関や区長、民生委員への支援者名簿を配布し、高齢者、障害者などの要支援者の安否確認を依頼することになります。

また、福祉対策班の職員は、2名体制で介護福祉施設の障害者施設、児童福祉施設などの施設に出向き、入所者の安否確認や施設の被害状況の把握を行うことになります。

次に、避難所へは自主防災組織の協力をいただき、要支援者の避難誘導をお願いしたい

と思います。しかし、災害の規模によっては、逃げ遅れなどの事態も予想されますので、そうした場合には、福祉対策部と総務対策部の連携を緊密にし、消防団である消防対策部班の協力支援のもと、救助や救護活動に当たることになっております。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） ちょっと私の質問とかけ離れたお答えですけれども、避難行動要支援者の調査は、福祉課のほうでやっているのだと思いますけれども、これは、私ども何で困っているかといいますと、個人情報保護法でなかなか情報が周りに伝わっていないのです。なぜかと言うと、避難行動要支援者というのは、基本的には災害、特に地震だとか水害のときには、今言われたような組織の人間では対応できないのですよ。一番対応しやすいのは隣近所なんです。ですから、そういうときに隣近所がどういう支援が必要かということがわかっていなければ、そういう行動がとれないのです。隣の人が助けてくれれば一番早いのです。それが、今言ったような組織の人間が、会長がやるだとか自主防災組織がやるだとか、民生委員だとか消防だとかそういう人たちを頼りにしている時間的な余裕がない。一番早いのは隣近所なんです。ですから、その個人情報どうのこうのという前に災害時ですから、そういう調査の目的を明確にして、この情報を隣近所に公開できるようにしていただきたいと。それで、コミュニケーションをとって、まず、隣近所の人に助けていただくと。それが一番早く安全に避難所に避難できる方法だと。今みたいにどうしてもそういう組織の人間を頼りにしていると、なかなか手が回らないのです。1人で何人も抱えるようになってしまう、そういう人たちは。ですから隣の人なら隣の人1人でいいんです。隣、隣で二、三軒で協力すれば、その人の行動を支援できるんですよ。そういうふうに体制を変えていくのが一番いいのではないかなと思っているんです。

今なかなか個人情報保護法でそりゃ会長のところにはその名簿は来ますよ。しかし、会長だってそれが漏れたら困るからといって、厳重保管ですから。役員にもなかなか開示できないのです。そういう中で、いざ災害が起きたときには、その名簿は鍵のかかった金庫に保管されたまま終わっちゃうんですよ。もし漏れたらその人が罰せられてしまうからというような罰則規定があるようですから、その辺も考慮した調査というもの、それと、主導をしていかないと要支援者の避難は順調に行かないのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） その部分でいいますと、自助、自分の身は自分で守る。余裕を持って備えをしておく。そのことによって、余裕も出てきますから共助の部分、ともに助けると。職員も家族を守りながら住民を守らなければならない。町の人でも自分の身を自分で守る余裕があれば隣近所にも声をかけられる。そういうふうに私は考えております。

みんなが余裕を持てるように準備、今、きょうのテレビ等でもやっておりましたけれども、3日分の食料じゃ足りない。5日分くらい食料を蓄えておいて、そして、余裕を持つ

て、隣近所に声をかけられるようにしておけたらいいなど。それがこれからどんなふうになっていくかということで、テレビで報道されておりましたけれども、もう少し詳しいことは、担当課長に答弁をさせます。

○議長（船川京子君） 大塚福祉課長。

○福祉課長（大塚達治君） それでは、片山議員のご質問にお答えいたします。

確かに私ども現在、避難行動要支援者名簿というのを作成しています。これは、二つございまして、国の災害基本対策にございます名簿、あくまで基礎名簿ということで障害者の方とか要介護者とか精神保健福祉手帳持参の方か知的障害者手帳ご持参している人の基礎名簿、要は、窓口到手帳を申請して、それで等級をいただいた方の名簿は、一応とってあります。ただ、それは、あくまで災害、先ほどおっしゃったとおり、個人の同意を得ていない名簿、裏名簿というのがあります。

実際は私たちが宣伝しているのは、片山議員がおっしゃるとおり、本人の同意、要は関係支援機関に情報を出すというところで、非常に同意という世帯が難しい問題となっています。私どもも今現在、総合振興計画にもうたっているのですが、一応その基礎名簿に占める実際の同意を得た要支援者の割合を高めていこうという動きを掲げて、これから実際、具体的には個人の家へ通知をして同意をいただく努力をするとか、訪問とかしながらそういった同意を得るとか、そういったスタンスでの努力を積み重ねていかざるを得ないのかなど。その名簿の中にも確かにご近所の方の協力者を記入する欄があります。実際挙がってくる名簿を見させてもらったところ、民生委員の名前はあるんですが、近所の名前が挙がっていないというのが現にしこりとなっているところがございます。その辺もご近所の方のご理解をいただくことは、非常に重要と考えておりますので、これから改善等を図っていきたいと考えております。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 今、課長が言ったとおりなのですが、避難に時間のかかる人の名簿なんです、これは。健常者ではないので。ですから避難準備情報が出たときには、この人たちが真っ先に避難しなければいけないような人なのなのですが、それが隣近所でわかっていないという状況があると手遅れになるなど思っております。

私どもも自主防災組織として、これのあり方について今検討している最中です。ことし中には、こういう人たちのために何ができるかということ成案を練り上げるつもりですが、町も人の命を預かるわけですから、こういう人たちの。ただ名簿をつくっておけばいいんだと、自治会員に渡しておけばいいんだというような考え方ではなく、この人たちを本当に避難できるように何をすべきかという観点に立った調査、報告をしていただきたいと思っております。

時間も時間ですから、あと14分しかなくなっちゃったので。この2番目の質問、公共施設の利便性の向上、これは、先ほど山崎さんが質問しておりましたが、町長の答弁は、前

向きに考えるということだったのですけれども、これを望んでいる人たちは、基本的に高齢者なんですね。ですからいつごろをめどに、こういう施設を整えていただけるのかということをご質問いたします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） これから検討しまして、話し合いの中でやっていくということしか今のところ……予算もありますので。一基つくるのにどのくらいかかるかというのは、我々はある程度は調べてあります。でも、それをここで言っても仕方がないので、そんな予算がたくさんかかる中、いろいろな補助金等考えながらつくっていきたいと。

どうしても家庭にある普通のエレベーターでは許可が下りないのです。マイホームの小さいやつ、最低11人以上乗れないといけないということで、どこにつくるか、どの場所が一番安全なのかとかそういうことも調査していかなければならない。でも、なるべく早い段階で整えたいと考えているところです。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 本当にきょうかあすかと待っている人が多いものですから、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、3番目の小中学校の適正配置。これが令和5年度ごろに現布川小学校に統合が必要、小学校の統合が必要という答申が昨年10月に出されておりますが、それに向けての準備状況。例えば施設の改善が必要なのかどうかとか、まだ早いかもしれませんけれども、校長はどうするのかとか、そういうことについて、わかっている範囲だけでも結構ですからお答えいただけませんか。

○議長（船川京子君） 青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、片山議員のご質問にお答えいたします。

令和5年度に現布川小学校に統合の必要がとの答申が昨年10月にされております。それに向けての準備状況はということでございますが、本年7月23日の厚生文教常任委員会におきまして、小学校適正配置等調査検討委員会答申後の進捗状況にも触れさせていただいたところでございますが、昨年10月12日に答申の提案を受けまして、本年6月10日に幼稚園、保育園、保育園児及び小学校児童の保護者並びに小中学校の教員に対しまして、小学校統合に関するアンケート調査を実施いたしました。現在そのアンケートの集計結果を踏まえまして、仮称ではございますが小学校統合基本方針案こちらが1番の基礎となるものでございますが、それを教育委員会で現在策定しております。

統合に向けまして、今後のスケジュールと申しますと、今議会に上程をさせていただいております議案第66号で教育長の任命、承認がいただければ、すぐに教育委員会で何度となく基本方針につきまして、話し合いを行います。その後利根町総合教育会議におきまして、基本方針の承認をいただく。また、議員の皆様からもご意見を、計画を説明させていただく場、また、ご意見をいただく場を設けていただきまして、内容を説明させていただ

きたいと考えております。また、住民の方に対しましては、パブリックコメントを実施いたしまして、広く意見を聞く予定でございます。

最終的に利根町総合教育会議におきまして、町の小学校統廃合方針の決定をするということとを来年3月までに行うということで、今準備をしているところでございます。

また、ご質問にありました統合の学校の改善、修繕計画につきましては、一応今の段階では、令和2年度に設計を行う。そして、工事のほうは、令和4年度に実施するというような形で、今のところは計画のほうは考えているところでございます。

また、令和5年度に向けての学校統合する際には、令和3年3月までに新しい町の学校の設置条例そちらもつくっていかねばならないということで、一応今のところ、その年その年にあわせたものにつきまして、準備を少しずつ進めているというところでございます。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） この利根町に結果的には小学校が一つになるということですから、非常に学校教育の大変革の時代に来たんだということで、住民の皆様には、幅広く前もって前倒しで情報を公開して、理解を得られるような方策をとっていただきたい。そういう手段の方法として、いろいろなことで出てくるのがパブリックコメントだという言葉がよく出てきますけれども、実際今までのパブリックコメントというのは、住民全体からの声じゃないわけですね。ほんの少ししか出てこないんです。これがどこの町でやってもどの市でやっても同じことなのですけれども、行政的には、これが一つの通行手形になっているというところがありますけれども、そうではなくして、できる範囲で住民に広く理解をしていただく方策をきめ細かくとっていただきたいと思っております。

それでは、最後の5番目ですけれども、第5次利根町総合振興計画この計画を実施することによって、町長は、この計画が終わる2030年を目標にしているみたいですが、どのように変わるとお考えですか。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 第5次利根町総合振興計画を実行することによって、2030年には、町がどのように変わるかのご質問でございますが、総合振興計画は、町の将来像や目指すべき方向性を示し、それを実現するための施策などを定めた町の最上位計画として位置づけられるものでございます。

とね魅力アップビジョン、第5次利根町総合振興計画は、基本構想の中で掲げた町の将来像「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」の実現に向けた施策や、具体的な目標を体系的に示す基本計画、また、それらを実施する具体的な事業計画を示す実施計画で構成されております。

今回の総合振興計画では、計画の愛称を「とね魅力アップビジョン」としております。これは、この計画期間中、利根町の新たな魅力をつくり上げるとともに、今まで見過ごさ

れてきた地域資源や観光資源など、町の魅力の再発見、再発掘を行い、積極的な情報発信と効果的な活用をしていくことで、町の認知度や魅力などを向上させ、将来的な移住者、定住者の獲得を目指すものでございます。

私は、2030年にはこれらの目標が達成され、先ほども申し上げたとおり、町の将来像「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」が実現していくものと考えております。このためには、町民の皆様を初め、議員の皆様とこの思いを共有し、まちづくりを進めていかなければなりませんので、引き続きご支援ご協力よろしくお願いいたします。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） その目的を達成するために、費用はどのくらいかかると見積もっていますか。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 費用は幾らかかる計算かとのご質問でございますが、第5次利根町総合振興計画全体の総事業費となりますと、基本構想の計画期間は12年間という長期プランとなるため、ここでは向こう3カ年を事業計画として、毎年ローリング方式で改定、策定を行う実施計画書に示された事業費について説明させていただきます。

この実施計画書につきましては、毎年町公式ホームページにおいても計画内容や事業費を公表しております。2019年度から2021年度までの3カ年を計画期間とした最新の実施計画書によりますと、計画期間初年度に当たる2019年度は18億6,736万円。2年目の2020年度は18億3,469万円。そして、最終年度に当たる2021年度は17億4,048万円。3年間の総事業費の合計額は約54億4,000万円となっております。しかし、今申し上げた事業費は、あくまでも向こう3カ年の事業計画書に示された事業のうち、見込み額が算出できる事業についてのみ計上しておりますので、予算計上に当たっては、改めて精査した上で事業を実施しているところでございます。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 利根町の年間の予算と3年間で同じぐらいの支出予定だということで、非常に壮大な計画だと思います。

いいまちをつくるためにお金幾らつかってもいいというわけにも行きませんが、我々も議員として、我々ではなくて私ですね、個人としてもいいものについては積極的に推進していきたいと思っております。

最後になりましたけれども、また、新聞記事ですけれども、龍ヶ崎市で7月に近隣市町村の職員を集めた防災勉強会をやったということが載っております。それには、利根町からも参加しているのでしょうか。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 職員出席しております。

○3番（片山 啓君） 何名。

○総務課長（飯塚良一君） 2名です。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 時間になりましたので、以上で終わります。

○議長（船川京子君） 片山 啓議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。再開を2時15分とします。

午後1時59分休憩

午後2時15分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員は11名です。

若泉議員から所用のため退席するとの届け出がありました。

定足数に達しておりますので、会議を再開します。

2番通告者、9番五十嵐辰雄議員。

〔9番五十嵐辰雄君登壇〕

○9番（五十嵐辰雄君） 2番通告、9番五十嵐辰雄でございます。

まず、台風15号により被害を受けられた皆様には、心からお見舞い申し上げます。

それでは、一般質問をいたします。

1番ですが、地方分権推進法に基づく茨城県から権限移譲について質問いたします。

茨城県のホームページによると、本件では、一定以上の市を対象に土地利用や福祉分野など事務を包括的に権限移譲するまちづくり特例制度の創設や、市町村の意向を踏まえた個別に事務を移譲するなど、市町村への権限移譲を推進してきました。今後においても本県では、国の動向を踏まえ、平成21年2月に市町村への権限移譲方針を策定しました。その内容は、人口減少社会において、行政サービスを安定的及び持続的並びに効果的に提供することが求められている中において、市町村が地域における総合行政を担うことができるよう、県と市町村の適切な役割分担のもと、さらなる権限移譲を計画的に推進することとしています。以下のことについてお尋ねします。

（1）権限移譲の考え方をどのように捉えているか、次の5項目によりお尋ねします。

①基礎的自治体優先の原則は、この件については地方自治制度の基本原則です。

②住民サービスの向上は、住民への利便性の向上に寄与します。

③個性豊かなまちづくりの推進は、細かな住民の要望に対応できます。

④市町村の自治権を拡充する総合行政の推進は、これは基礎自治体の原理原則です。

⑤広域連携による権限移譲は、広域的に事務事業を行ったほうが効果的だと思います。

広域連携は、何を目的に手を組むのか。具体的に事例を挙げてスピード感を持って、実行してください。

以上について、まず1回目の質問をいたします。

○議長（船川京子君） 五十嵐辰雄議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） それでは、五十嵐議員の質問にお答えをいたします。

地方分権推進に基づく県からの権限移譲について、権限移譲の考え方をどのように捉えているのかとのご質問でございますが、権限移譲につきましては、地方自治制度の基本原則である基礎自治体優先の原則という基本的な考え方に基づき、県と市町村が適切な役割分担のもと、住民に身近な事務は基礎自治体である市町村が処理できるよう、権限移譲を推進するものとされております。

茨城県が策定した市町村への権限移譲方針によりますと、まず、住民サービスの向上こちらは、住民の視点に立ち住民に身近な事務はできる限り市町村で行うことにより、利便性の向上や事務処理の迅速化など、住民サービスの向上を図るものでございます。

次に、個性豊かなまちづくりの推進、こちらは、住民に最も身近な市町村が地域の多様なニーズに的確に対応した行政運営を行うことにより、個性豊かな推進を図るものでございます。

続いて、市町村の自治権の拡充による総合行政の推進についてですが、これは、市町村がみずからの権限と責任において、地域における総合行政を担うことができるよう、自治権の拡充を図るという考え方でございます。また、これらを市町村が単独で移譲を受けるのが困難な場合には、周辺自治体と事務の共同処理という手法を活用する、広域連携による権限移譲という連携方策もございます。

以上、権限移譲につきましては、このような視点に立って推進するものと認識しているものでございます。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 2回目質問いたします。

町長の答弁で、権限移譲の必要性を十分に認識と理解いたしました。

次、2回目でございますが、通告にも書いてありますけれども、具体的に（2）ですが、権限移譲する場合の方法について質問いたします。その中で、①基本原則について、選択と集中により、利根町では、どの事務が権限移譲を受けたほうが事務の効率化になるかということでございます。その判断基準をまず質問します。

②県の資料にありますますが、県内には44の市町村ございます。それで、どの市はどういった事務を権限移譲していますかとか町村はどうですかとか、それについて記載してありますが、その中で、利根町で権限移譲受ける場合にはどういう事務が該当しますか。相当の事務があります。利根町に該当しない事務も多数ありますけれども、利根町に該当する場合は、できるだけ自治体で全てが処理できるようにお願いしたいと思うのです。

そして、まず、具体的に3番ですがまちづくり土地規制分野でございます。4番ですが

福祉分野です。それから5番ですが保健衛生分野です。6番ですが公害規制分野。7番では生活安全産業振興分野。8番ですが教育分野。これについて、答弁をお願いいたします。

○議長（船川京子君） 川上企画課長。

○企画課長（川上叔春君） それでは、権限移譲の方法についてのご質問にお答えいたします。

ただいま議員が挙げられました八つの分野につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、権限移譲の基本原則は、市町村がみずからの判断により、移譲事務を選択するものとなっております。また、その対象事務につきましては、県が策定しました方針の中で、分野ごとに細かく分類されておりまして、町が対象となる事務内容のうち、主なものを申し上げます。

まず、まちづくり土地利用規制分野では、農地法における農地転用の許可や農地等の賃貸借解約の許可などがございます。

次に、福祉分野においては、老人福祉法における老人居宅生活支援事業に係る届け出の受理等に関する事務などがございます。

次に、保健衛生分野においては、水道法における簡易専用水道の給水停止命令に関する事務などがございます。また、公害規制分野では、環境基本法における騒音に係る環境基準の地域類型の指定に関する事務や、廃棄物の処理及び清掃に関する法律における廃棄物が地下にある土地の形状の変更に係る指定区域の指定等に関する事務などがございます。

次に、生活安全産業振興分野では、中小企業団体の組織に関する法律における中小企業団体の設立、認可等に関する事務などがございます。

最後に、教育分野では、文化財保護法における埋蔵文化財の調査のために発掘しようとする場合の届け出、受理等に関する事務。また、社会教育法における法人の設置する公民館の事業、または行為の停止命令に関する事務などがございます。

以上、主な事務についてご説明いたしました。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 課長、今のは、県のほうで移譲する事務対象の中で利根町に該当する事務ね。受けたほうがいいというのは、かいつまんでご答弁いただきました。

次の3番ですが、（3）ですが、市町村に対する県からの移譲を受ける場合は、相当費用がかかりますので、県としては、県でやるべき事務事業を市町村に委任するわけですから、移譲。ですから、県のほうでも相当人的支援の援助とか補助金とか公金とかあったと思うのですが、それについての制度について具体的に説明をお願いします。

まず、1番ですが、人的支援、県職員の派遣制度があればお答えください。一部には、例えば開発行為の事務事業を受ける場合には、県のほうで専従的に市町村へ職員を派遣するとかそういう制度があるようですね。後は、必要があれば逐次県職員が市町村へ派遣するとか、後は財政的支援ですね。国や県のほうの公金か何かの制度があればお願いします。

それから、今県のほうでは、事務事業の権限移譲についての継続的な講習会や説明会がありますので、研修会、講習会に町職員がどのくらい派遣して、勉強会をやったかどうか、その点もお尋ねします。

○議長（船川京子君） 川上企画課長。

○企画課長（川上叔春君） それでは、お答えいたします。

まず、権限移譲を受けた場合の県からの市町村への支援につきましては、ご質問にもございましたとおり、人的支援がございます。人的支援としましては、市町村に対して、専門的な知識や技術等が必要な事務処理を支援するための県職員の派遣や、事務処理に必要な知識等の習得のため、市町村職員の実務研修受け入れなど、人材育成の支援がございます。

次に、財政的な支援としましては、移譲事務の処理に必要な経費について、茨城県市町村事務処理特例交付金交付要綱がございまして、それに基づきまして、市町村に対して財政的な支援がございます。

次に、適正な事務処理体制の確保に係る支援に関しましては、移譲事務に係る説明会、研修会の開催や事務処理マニュアルの提供などにより、円滑な移譲を図り移譲後においても随時実務上の相談への対応、技術的な助言など積極的な支援がございます。

最後に、ご質問にありました研修会等でございますが、まず、年度初めに権限移譲を担当する主幹課長が県のほうに集まりまして、呼ばれまして、主幹課長会議が開催されます。その中で、この後にも出てきますけれども、重点移譲事務についての説明とか移譲事務に関するこれから調査を行いますので、その内容について説明を受けて、その後に県のほうから移譲の意向調査が参りまして、それについて回答を出しているというような状況です。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 次に、4点目ですが、今町としては、県のほうから権限移譲についての利根町に該当する分野、個別の事務についての説明ありましたけれども、（4）のほうで重点移譲事務についての設定があるかどうか。大分、県内の市が32、町村が12、44市町村あるのですよね。県のほうでは、ホームページに権限移譲事務についての今どこの市はということが受けているのだとかという一覧表があるのですよね。利根町のほうとしては、町村でも権限移譲を受けているのが結構あるのですよね。特に難易度の高いもの、難しいものは受けていないのですよね。一般的に簡単な事務事業の行政処分できるもの、町長が判を押して、簡単に行政処分できるものは、大体相対的に伸びていますね。難易度の高いもの、どうしても利根町で受けたほうがいと、力を入れてやるような事業についての権限移譲は、相当担当事務の方も苦勞します。ですから、何回も繰り返しますけれども難しいものについて受けるようなことは余りないのですよね。

ただ、小規模自治体でも最近特に境町の橋本町長は若いけれども立派です。相当英断を持って受けていますね、境町。ですから、やる気があれば結構難易度の高い事務事業も受

けてもいいのですよ。そのために町民に対する町の反応がいいようでございます。ですから、町としては、4番目で1番、2番、3番は、概論は伺ったのですが、4番目ですが、ここで町に該当するもので、特に権限移譲を受けてもいいと、重点事務についてのお考えがあればご説明願います。

○議長（船川京子君） 川上企画課長。

○企画課長（川上叔春君） 重点事務の設定はどこに着目しているかというご質問でよろしいでしょうか。

重点事務の設定につきましては、茨城県が策定をしました権限移譲方針によりますと、既に一部の市町村への移譲が行われている事務のうち、県全体の効率的な事務執行を推進する観点から、市町村への移譲を特に進める必要があるものとされております。

また、法令により、市町村が処理する事務と密接に関係しており、効率性の観点から市町村への移譲を特に進める必要があるものとされておりました、このような考え方に従いまして、毎年度重点的に市町村への移譲を推進する事務を選定して、重点的な移譲の推進を図るという進め方をしております。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 課長、重点事務の個別名称についてはお答えないので、相対的な重点事務はあると思うのですよね。

それでは、次の（5）番ですね。開発行為。私は、これは6月の定例会でも担当課長に質問いたしました。そこで、今度は、開発行為の概要について、担当課長のほうからお答えください。

○議長（船川京子君） 飯田都市整備課長。

○都市整備課長（飯田喜紀君） 五十嵐議員のご質問にお答えいたします。

開発行為の権限移譲をどう考えているかのご質問と思いますが、開発許可制度は、市街化区域と市街化調整区域の区域区分である線引き制度を担保とし、良好で安全な市街地の形成と無秩序な市街地の防止を目的としており、まちづくりの一つの手段でございます。

まちづくりの主役である町民の方々に、最も身近な行政組織である市町村が開発行為の許可等を行うことは望ましいと考えますが、当町では、都市計画行政の経験が豊かな職員が少なく、専門職員が不足しているなど体制が不十分なことから、現時点での受け入れは難しいと考えております。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 確かに開発行為は、専門性があるのですよね、専門性。ですから、当町でも本当に開発行為を受けてもいいと町長が開発行為の行政処分できれば一番簡単ですよね。専門職がないという話だけれども、これは必要があれば専門職を養成するか何かですよね。その必要性が苦勞して、人員を異動か何かでふやすということなのですが、課長、開発行為の許可については、事務のほうとしては資格か何かは要らないのでし

よう。資格か何かがいるのかどうかその点もお尋ねします。

○議長（船川京子君） 飯田都市整備課長。

○都市整備課長（飯田喜紀君） 資格は要らないと思いますが、ただ、この知識を会得と
いいますかしますには、かなりの日数、勉強が必要だと思います。今現在、都市計画の係
をやっている担当職員は、2年、3年目の職員がやっております、経験豊富な職員をつ
くるためには、最低5年以上の実務経験が必要ではないかと私の意見としては思っていま
すので、今の段階で権限移譲を受けることはできないと考えております。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 課長、この開発行為というのは、課長独断の都市整備課の中
ではできないですね。町全体で町長の指揮権を持って、川上課長の発案で企画のほうから
職員でも異動で回せばできるのですよ。これ、資格要らないんですね。

後は、関連しますけれども、建築の確認だね。前は、確認は県の県知事、後は特定行政
庁、事務を移譲したこの辺では、取手なんかやっていたよね。これは、なかなかでき
ないのですよ。これは、建築主事がいなくてできないの。今これは、姉齒事件から今度民
間の検査機関のほうに知事が検査を委任したんだよね。茨城県には、茨城県知事指定確認
検査機関これ1社しかないのですよ、茨城県には。株式会社安心検査機構というのがね。
これみんな確認のほうは、前は土木事務所、県の本庁、後は出先機関とか、市でやったの
ですけれども、今は市ではなかなかやるだけの暇がないので、専門の確認機構のほうへみ
んな申請していますよね。

ですから、町で本当に開発行為、そこで課長、この開発行為というのは、面積か何かあ
るんですね。その開発行為というのは、これはどんな行為ですかね。開発行為。お尋ね
します。

○議長（船川京子君） 飯田都市整備課長。

○都市整備課長（飯田喜紀君） ご質問にお答えいたします。

開発行為とは、都市計画法第4条第12項で、主として建築物の建築または特定工作物の
建設を目的とする土地の区画形質の変更をいうとされておりまして、市街化区域であれば
500平米以上、市街化調整区域であれば全てに開発行為が必要とされておりまして。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 今町の各地区に太陽光パネル、大分設置してありますね。これ、
面積ですが、かなり5,000とか1万平米とかかなり。これは、太陽光発電の設置につい
ては、開発行為の許可か何かが必要ないのでしょうか。その点お尋ねします。

○議長（船川京子君） 飯田都市整備課長。

○都市整備課長（飯田喜紀君） ご質問にお答えいたします。

太陽光の場合には、開発行為は必要ありません。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） その必要ないというのは、どういう根拠があるのでしょうか。

○議長（船川京子君） 飯田都市整備課長。

○都市整備課長（飯田喜紀君） ご質問にお答えいたします。

太陽光は、建築物の建築に当たらないので、開発行為が必要でないということになっております。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 確かに建築ではないのですけれども、特定工作物には当たらないのですよね。特定工作物の場合は確認必要ですけれども。許可がね。特定工作物には当たらないよね。

○議長（船川京子君） 飯田都市整備課長。

○都市整備課長（飯田喜紀君） ご質問にお答えいたします。

特定工作物には当たらないとなっております。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） はい、了解しました。

次に参ります。

今度は農地法ですが、今は各市町村でも農地法の権限移譲大分はかどっていますよね。今農業委員会、経済課のほうでも、知事の行政処分待たなくても町長の処分です許可が出るのが一番簡単ですね。農地法の権限移譲受ける場合には、開発行為の権限移譲よりももう少し難易度が低いと思うのですね。

そこで、前からずっと知事の許可かそうですが、市長村長の許可の場合ですが、違いはどこかあるのでしょうか。

○議長（船川京子君） 近藤経済課長兼農業委員会事務局長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） それでは、五十嵐議員のご質問にお答えいたします。

農地法に関する権限移譲は、どのように考えているかのご質問でございますが、農地法に関する権限移譲については、令和2年4月から4ヘクタール以下の農地転用の許可に関する権限の移譲を受ける予定で、今後茨城県と権限移譲に向けて、担当レベルでの打ち合わせを行うことになっております。

また、農地転用許可に係る事務、権限に係る県知事処分の場合と権限移譲、市町村処分の場合の違いとのことですが、県知事処分の場合は、市町村農業委員会の総会后、県に進達し県の審査を受けて許可になりますが、期間は約6週間ほどかかります。それに対しまして、市町村処分の場合は、市町村農業委員会総会において、許可相当と判断された場合には、受け付けから4週間程度で許可書を発行することができ、2週間程度の短縮をすることができます。

また、地元の地形や状況など県職員よりも精通していることもあり、よりきめ細かな指

導も期待できると思っております。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 課長，権限移譲を受けた場合，農地法の許可は知事が許可した場合は，是正勧告とか何かは知事が直接だけれども，今度町のほうで，いろいろ農地法違反などの場合の勧告とか何か町長ができると思うのですよね。その場合，臨機応変に優良農地を守るためにも受けたほうが効果が上がると思うのです。ぜひ頑張ってください。4月から期待していますから。

それから，県では，毎年度権限移譲についての市町村からの受け入れ意向の紹介をしております。毎年ね。原則としては，次年度の4月から実施ですが，今の知事はスピード感を持ってやっているというわけで，年度途中でも必要があれば権限移譲すると。そういうことで県の広報紙にも出ていますので，もし，今現在いろいろ事務がありますけれども，今の段階では，来年4月からは農地法だけでしょうか。権限移譲を受ける見込みのある事務については。その点についてもお尋ねいたします。

○議長（船川京子君） 川上企画課長。

○企画課長（川上叔春君） お答えいたします。

先ほど重点移譲事務の中で具体的なやつが漏れてしまいましたけれども，今，経済課長が答弁されたように，農地法の農地転用許可4ヘクタール以下の許可ですけれども，これは，今年度の重点移譲事務になっておりまして，これについては，来年4月から受けるということで，この事務のみ来年から権限移譲を受ける予定でございます。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 茨城県で利根町，河内，阿見，美浦村，茨城町とここだけが権限移譲，県から今言われている町村なのですが，5町村だけがまだということで，阿見町で職員を県に派遣しまして勉強，利根町も行こうと思ったのですが，県もそんなに受けられないということで，これから阿見町，この5町村でいろいろな勉強会を開いて進めていくことになっております。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 今の答弁いただきまして，権限移譲も非常に県南の各町村で連携して，明るい見通し立てました。期待していますから早くお願いします。

次は，2番の都市計画マスタープランについてお尋ねします。

都市づくりの指針となる都市計画マスタープランの進行と管理についてお尋ねします。

都市計画マスタープランは，2019年3月に策定しました。策定に当たっては，地区分科会策定委員会並びに審議会による全町横断的な調査，審査し，2019年度から2030年度の12年間を計画期間と定めております。非常に利根町は，今が一番人口減少のピークで，厳しい局面です。この12年間を乗り切らないと次の時代は来ませんので，この12年間の頑張りが本当に一番大事でございます。

そこで、大分膨大なマスタープランの資料ですから、時間の関係でかいつまんで項目についてのみ質問します。

(1) 第1章、文書中にコンパクトな田園都市づくりの実現を目指しますとあるが、どのような方法でコンパクトな田園都市づくりをしますかお尋ねいたします。

(2) 第2章の三つ目ですが、行政に求められる都市づくりの取り組みの中に、町民並びに行政による検証組織を設置したほうがいいと思うのですが、ただ、つくりっぱなしでも12年間中間的な検証をしたほうがいいです。行政とあとは住民代表といろいろな団体が入って、何回か検証したほうがいいと思うのですね。都市計画マスタープランしかり総合振興計画いろいろなプランありますけれども、ただ、できましたらページ数が何ページとかカラーがどうのこうのではなくて、非常に構想として、遠大な未来があるような都市計画でございますので、これが1歩でも2歩でも近づくようにお願いします。

それから、(3)ですが、第3章の計画の進行管理についてですが、本計画策定に当たり、住民意識調査を実施しました。事業評価委員会等により評価の必要はあると思うのですが、事業を評価する考えはありますか。お尋ねします。

(4)ですが、図5の2、サイクルマネジメントによる振興管理ですが、これ、まとめて1から4まで質問いたします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） コンパクトな田園都市づくりの実現を目指しますとあるが、どのような手段と方法により実現するののかとのご質問でございますが、今回策定しました利根町都市計画マスタープランは12年後の2030年度を目標年次とし、都市づくりの基本的な方針、考え方を示しているものでございます。町の最上位計画である第5次総合振興計画では、利根町の将来都市像、「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」と定めており、都市計画マスタープランでは、将来都市像の実現に向け、都市づくりの四つの基本目標を設定し、都市計画における取り組み分野である土地利用、道路、交通、拠点形成、都市環境、都市防災の五つの分野別方針を設定し、さらに四つの地区別に都市づくりの基本的な方針を掲げ、今後の都市づくりを進めることとしております。

都市計画マスタープランの中の個々の施策を具体化していくためには、現在行っている事業や、今後行う施策計画の中に落とし込みながら実現できるよう進めていきたいと考えております。

2番目の行政に求められる都市づくりの取り組みの中に、町民並びに行政による検証組織を設置する考えはあるのかとのご質問でございますが、利根町都市計画審議会において、検証していただきたいと考えております。

三つ目に事業評価委員会等による評価は必須であると思うが、実施する考えはあるのかとのご質問でございますが、都市計画マスタープラン策定に当たり、住民意向調査については、同時に策定していた第5次利根町総合振興計画の際に行った町民アンケート、まち

づくり住民ワークショップ及び中学生ワークショップを活用して、町民の意向及び提案を把握いたしました。また、旧小学校区による地区別分科会やパブリックコメントを行い、町民の皆様の意見の把握に努めたところでございます。

都市計画マスタープランの振興管理や評価については、本プランは、町の最上位計画である第5次利根町総合振興計画に即して策定しておりますので、総合振興計画の評価目標の目標値と本プランに関連する事業の実施状況等について、確認しながら事業評価委員会等ではなく、都市計画審議会において行っていきたいと考えております。

最後に、図5の2のサイクルマネジメントによる進行管理はどのように行うかのご質問でございますが、都市計画マスタープランは、12年間の長期的な計画であり、本プランに掲げた施策、事業を実現していくことが重要であります。そのため、地域の実情、変化などを把握しながら横断的な計画の振興管理が必要となってまいります。

また、社会情勢の変化などに対応するとともに、第5次利根町総合振興計画基本計画と連動し、サイクルマネジメントによる振興管理を行い、内表を評価し必要に応じ見直していくこととなります。サイクルマネジメントいわゆるPDCAですが、最初のPプランは、今回の計画マスタープランの改定でございます。次のDは、庁内での連携、調整を図りながら関係各課の施策、事業の確認、整理を行い、財政状況や事業化が可能か代替手法はないかなどを判断し、事業計画事業実施へと振興してまいります。

続いて、Cチェックで方針、施策や事業など振興状況の確認や取り組みの評価、検証を行い、Aアクションで庁内での連携、調整を図りながら施策や事業など取り組みの見直し改善を図り、必要に応じ次のPプランにおいて、町民アンケート、地区別分科会やパブリックコメント等を行い、町民の意見の把握に努めながら都市計画マスタープランの見直しを行うこととなります。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） よく理解いたしました。

そこで、この前の今回つくったマスタープランの前ですが、都市計画マスタープラン改定版ですが、これは平成20年度から平成32年度までの期間ですが、今回は、続いて平成31年度からの12年間ですが、前と比べても内容等を比べて読み解いたのですが、余り土地利用については変化がないのですね。変化があったのは、利根の北部地区の基盤整備くらいで幹線道路の土地利用については、余り変化がないようですね。また、この10年くらいは、すぐ過ぎちゃいます。今度の計画が本当に身のあるものにしてもらいたいと思うのです。

それで、構想段階で終わったのではしようがないですから、構想とか。ぜひ新しい都市づくり、未来展望の新しいまちづくりについては、役場としても公共事業ではなかなかこういった遠大な計画は実行できないから、民間資本の誘導を図りいろいろ拠点地区には、新しい民間資本の導入をしてやらないと、なかなか開発はできません。それには、調整区域これ大分こういった調整区域は、厳しい都市計画法による開発規制があります。この

開発規制を打破しなければ、この岩盤規制を打ち破らなければなかなか民間資本は導入できないですね。ですから、構想の中の確かにカラー刷りですばらしい鳥瞰図ですよ。これは本当に魅力100%ですけれども、役場でも公共資本というのは限度ありますので、今経済活動は、どこでも民間資本がいかに利根町資本投資するかどうかです。ですから、町のほうとしても企画課のほうで頑張って、民間資本の誘導を図ってもらいたいと思います。そういうお考えがあれば町長のほうからでもご答弁いただければ幸いです。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 私もこの利根町がいい町になるようになれば、何でも挑戦したいと考えているほうですから、ぜひ検討しながらいろいろな勉強をさせていただきながら、できるような方向で検討してまいりたいと考えております。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 今の町長のご答弁ですけれども、最大限の力を発揮して、民間資本を導入して、土地の生産性が上がるような事業展開を節に要望いたします。

次、3番に参ります。

農業は利根町の基幹産業です。ことしの米穀の市場価格は、生産者の売り値は大分安いですね。買うのは高いけれども、大体の値段はわかりますけれども。3番ですが、農業の成長産業化を図る施策についてお尋ねします。

農業分野にもIoT、ビッグデータ、AI等の情報通信技術の効果的な利活用の促進が不可欠です。多様な分野で生産性の向上を図るため関係者が連携して、こうした情報通信設備を整備することが必要になると思います。次の成長分野について、施策を伺います。

(1) 担い手の育成、圃場整備、農地の集積等構造改革に取り組まなければなりません。取り組み状況を伺います。

(2) 新しい手段を取り入れる場合は、設備やランニングコストは高額になると思います。このため、国及び県に要望し、政策的助成制度の確立を図る必要があります。こうした施策について、県や国のほうに陳情する町の考えを伺います。

3番ですが、食料の6割は輸入農産物です。自給率の向上を図るため、町として食料自給率の向上の施策はあるのかどうかお尋ねします。

4番ですが、本町は、農業が基幹産業で良質な米の産地です。競合産地に勝るためには、大胆な事業戦略が必要です。そこで、町長によるトップセールスで利根町の魅力をいかんなく発揮し首都圏だけではなく、国内、海外に米の販路拡大を図る対策があれば町長のお考えをお尋ねします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 担い手の育成、圃場整備、農地の集積等、構造改革に対する取り組み状況についてとのご質問でございますが、まず、担い手の育成につきましては、農業経営基盤強化推進法に基づく認定農業者制度を積極的に推進し、経営改善や新規就農に

向けた取り組みを支援しております。

次に、農地の集積についてですが、平成24年度から進めてきた「人・農地プラン」を農業者への意向調査や地域の話し合いにより見直しを行い、中心経営体として位置づけられている担い手への集約、集積を進めていこうと考えております。

また、全ての農業施策の基盤となる圃場整備ですが、現在工事中の利根北部地区と事業開始2年目となる利根西部地区、調査計画2年目の利根南部地区の3地区を手がけているところでございます。

新しい手段を取り入れる場合は、設備やランニングコストが高額になり、そのため国及び県に要望し、政策的補助制度の確立を図らなければなりません。そうした施策に対する町の考えはというご質問でございますが、認定農業者と町の農業の担い手からご相談がございましたら、国及び県で実施している事業への要望申請等を町として支援していきたいと考えております。

3番目に、町の農産物の自給率向上を図る施策等はあるのかというご質問でございますが、町の農産物の自給率向上を図るためには、町民の皆様には、町内産の農産物を積極的に消費していただくこと。また、生産者の皆様には、安定的に農産物を生産していただくこと。食品産業事業者の方には、町内産の農産物の積極的な活用、販売が必要となります。

町の支援といたしましては、新鮮野菜の直売会を実施し、町内産の野菜を町民の皆様にご購入していただける場を提供し、地産地消として町内産野菜を消費していただきたいと考えているところでございます。

4番目に、利根町の魅力を発信し、首都圏だけではなく国内外に販路拡大を図る施策等はあるのかとのご質問でございますが、町の基幹産業は農業、基幹作物は水稲でございます。現在農業人口の減少、高齢化が進行し、町の農業を支える担い手不足が進んでおります。競合産地に勝つためには、若い担い手の育成を図り、手間を惜しまずに良質なお米を安定的に生産することが必要となります。そうした生産されたお米をまずは町民の皆様にご食していただき、おいしいと感じていただきたいと考えております。

販路拡大の施策といたしましては、これまでもそうですが、今後も物産展等には私ができるだけ直接出向き、町の魅力や地場産農産物の紹介をしていきたいと考えております。

ちなみに、今度の国体、また、地場産業祭では、利根町のお米でつくったパック、レンジで温めると1分ぐらいで食べられるご飯、これを利根町産のお米でつくったところがございますので、出席してくれた方には2パックぐらいずつ出していこうと考えております。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） それでは、もう1回質問いたします。

町長、今農業者は米は上がらないと。ことしも横ばいだそうですね。売る場合は安い、買うのは高いと。そして、農業者は、農業機械、生産資材の購入、米穀の販売は農協JAと非常に結びつきがありました。これまでは、農家とJAとは一蓮托生でやってきました

けれども、だんだん時代の変遷とともに関係が希薄になってまいりました。

そして、JAもJAの本体ですが全農、これも農協の改革ですね、国の指導で。今逐次農林水産省でも農協改革の進捗状況これをホームページで公開しています。そして、全農改革の成果として、肥料とか農業機械も民間業者からの競争入札で購入し、価格を引き下げました。引き下げてもまだまだ市場価格と比べても安くはないのです。JA、全農から茨城県のほうの農協とか単位農協この制度が重層構造で、本当に重層構造だからマージンが結構そっちこっちとられてしまうのですね。ですから、流通経路の改革とかやらないとだめですね。

そして、町長、ここで利根町も今基盤整備、北部地区がほぼ完了と今度は西部地区、南部地区になりますが、基盤整備には相当国や県、町の補助事業ですが、補助事業が終わった段階、耕作する場合には大規模経営、結構優遇な制度がありますけれども、機械投資が相当かかるんですよ。それで、いろいろ全部ないと農業できないので、どの機械、この機械ということをごここで申し上げることはしませんけれども、農業機械というのは、年間に稼働日数が非常に少ないのですよ。例えば、トラクターでも2週間や3週間とか規模にもよりますけれども、稼働日数が少ないので償却できません。ですから、基盤整備と同じように手厚い保護をしないと農業はなっていないのですね。ですから、基盤整備のときには、大分、町長も県や国のほうへ陳情したそうなのですが、これから大規模経営者については、設備投資、減価償却はとてもできません、これ。よく民間では評論家は言っていますよ。農機具の貸し借り、貸借。これは、時期もあるし、それから同じ時期にみんなやるのですから、車のようにカーシェアリングができないので、自前で買うしかないのですよ。

そういうことも一つ現状を踏まえて、町長の力強い農業のご支援を旗を振って、国や県のほうへ要望、陳情して、手厚い農業政策に期待しています。その点もう一言お願いします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 先ほども申し上げましたが、国、県には陳情には行ってまいります。また、地元の農作物を東京に持って行って、利根町の米、野菜なども食べてもらうということを考えております。食べてもらわないことには販路は広がっていかない。農家の人ももうからなければ農業は続けていけない。若い人もまたもうからなければ来ないというのは、これは当たり前のことですから、もうかる農業のためにいろいろこれから努力してやっていきたいと思っております。

結構東京のほうに行くと、いろいろな有名なお米屋さんとか営業マンとか社長の人が来てくれて、会っていろいろな話はするのですよ、私じゃなくて農家の方と直接。でも、デパートで米は売らないうちは行くのですが、その後が農家の人とその大きな、例えばお米マイスター、去年ですかお米マイスターの澁谷さん、シブヤの社長と会って、よくテレビ

なんかに出ていますよね。女社長なんですけれども会っていろいろ話はするのだけれども、農家の人は後は続いていかないというのが販路拡大では感じているところです。最後まで我々が準備をしていかないと、デパートなどでは米は売れていかないのかなと感じているところです。そこのところをもうちょっと工夫して、諦めないでこれからやっていくつもりです。よろしくご協力のほどをお願いいたします。

○議長（船川京子君） 五十嵐辰雄議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。再開を3時30分とします。

午後3時13分休憩

午後3時30分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

3番通告者、4番大越勇一議員。

〔4番大越勇一君登壇〕

○4番（大越勇一君） 皆さんこんにちは。3番通告、4番大越勇一です。また、傍聴の皆様におかれましては、何かとお忙しい中にもかかわらず、傍聴に足を運んでいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、通告に従い質問いたします。

質問事項1、利根町産米のブランド化についてから質問事項4、いきいき茨城ゆめ国体についての4項目についてお聞きいたします。

質問事項1、利根町産米のブランド化について伺います。

ブランド米と言うと、新潟県魚沼産コシヒカリが有名ですが、江戸時代には、既に讃岐米や庄内米といったブランド米が存在していましたが、目に見えてふえてきたのは、1969年自主流通米制度の発足がきっかけと言われていています。生産地別に分けられたお米が登場し、各地で新品種が発表されたことで今や300種類に近いブランド米が誕生しています。

おいしいお米を見極めるものに米の食味ランキングというものがあります。これは、一般社団法人日本穀物検定協会が年に1回発表するもので、炊いた白米を実食して、特に味のよい銘柄を特A評価とし、以下A評価、A⁺評価、B評価、C評価まで5段階に分けて評価したものです。食味値は、平成元年に特Aという基準が加えられましたが、起源は昭和46年までさかのぼる歴史ある指数です。

毎年2月下旬になると、何県の何という銘柄のお米が特Aを受賞したのかを発表されます。平成30年度産コシヒカリの食味検査において、最高評価である特A評価を得た県と生産地域が14地区あります。残念ながら茨城県は受賞しておりません。また、コシヒカリ以外を含めると58銘柄が最高位の特A評価を得ました。年々コシヒカリの特A受賞地域が減っているのが現状です。

おいしいお米というイメージの強いブランド米、しかし、実際のところ明確な基準はあ

りません。コシヒカリやあきたこまちなど特においしいと人気のお米に対して、ブランド米という言葉が使われることが多いようです。また、数種類のお米を混ぜてつくられるブレンド米に対し、一つの銘柄だけを使用したお米をブランド米と表現することもあります。ブランド米という表現には、二つの意味合いがありますが、最近では、家庭でも銘柄や産地を指定してお米を購入するのが一般的です。そんなことから食味にすぐれたおいしいお米を指して、ブランド米と表現することが多くなっています。

私ども米農家も日々自作米の品質向上を目指しております。特に食味値には、こだわりがありまして、どの肥料がよいのか、また、生産管理をどのようにしたらよいのか、地域の先輩に相談しながら試行錯誤しているところです。

利根町産米コシヒカリも佐々木町長のトップセールスにより、箱崎の東京エアシティターミナルや成田空港の空駅に出店して、都会ではなかなか味わうことのできないおいしいお米だと絶賛されるようになりました。知名度が向上している今、利根町産米のブランド化について、今度どのように考えているのかプランなどありましたらお伺いいたします。

以降の質問につきましては自席で行います。

○議長（船川京子君） 大越勇一議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） それでは、大越議員のご質問にお答えをいたします。

利根町産米のブランド化についてどのように考えているか、また、プランなどありましたらというご質問でございますが、ブランド化については、生産者の協力が必要になります。先ほど五十嵐議員のご質問でもお答えいたしました。農業人口の減少、高齢化が進行し、町の農業を支える担い手不足が進んでおります。まずは、良質な米を安定的に生産するためにもまだ未整備となっている圃場の基盤整備を進め、生産基盤を整備していくことが必要と思われま。栽培に適した圃場を整備することで、現在よりもより良質な米をより安定的に生産することが可能になり、やる気のある若い担い手がふえることも期待できます。

今後も安定的に良質なお米を生産していくことが、将来利根町産のお米のブランド化につながっていくことになると期待しております。

現在、町内に食味値の高いお米の生産に、数年前より取り組んでいる生産者のグループがございます。有機肥料を使用し、減農薬による特別栽培に取り組んでおられます。しかし、なかなか思うような結果が出ず、毎年栽培方法について検討を行っているところです。

町としましても食味値の高い利根町のお米として、他の産地との違いを打ち出し、利根町の米のPR、また、販路拡大につながればと考えております。

今後もこのグループについて、町としても支援していきたいと考えているところでございます。ちなみに、今年度は、食味値85が出ております。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 食味値が85というのは、大変おいしいお米だと思います。今何軒かの農家の先輩方が取り組んでいるその施策を、広く町、町民、農家の皆さんに伝えてほしいと思います。

経済課が取り組んでいる施策がありましたら教えてください。

○議長（船川京子君） 近藤経済課長兼農業委員会事務局長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） 大越議員のご質問にお答えいたします。

今町長もおっしゃいましたが、ことし分析センターで検査したところ、1人の方が食味値85が出ましたので、今後は生産方法等の確立をしていきたいと考えております。

あと、町の支援事業といたしましては、うめえもんどころ認定事業、これはそういった土壌改良、有機肥料とかそういったものに、2分の1補助を出しているような事業を行っております。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 2015年農林業センサスによると、利根町の農業者就業人口は、65歳以上の高齢者の占める割合は69.1%です。7割の農家が高齢者で運営されている状況です。このように担い手が深刻化する中、担い手の育成をどのように進めるのか再度伺います。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 担い手の育成をどのように進めるのかとのご質問でございますが、先ほど五十嵐議員のご質問にもお答えしたとおり、認定農業者への支援と集落営農の組織化、法人化への支援を引き続き行ってまいりたいと考えております。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 認定農業者への支援と集落営農組織の法人化で、本当に担い手育成ができるのでしょうか。ちょっと疑問が残ります。

利根町の基幹産業である農家の収入増をどのように考えているのか伺います。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 利根町の基幹産業である農家の収入増をどのように考えているかというご質問でございますが、安定的な収入を得るためには、米の生産調整が必要となります。平成30年度には、国はこれまでの米政策を見直し、行政による生産数量目標の配分を行わないこととしました。しかし、米の需給バランスを確保せず、過剰作付となれば米余りとなり、平成26年度産米のように米価の暴落が発生いたします。このような事態が起これば、農家の所得が減収となってしまいます。

国では、このような事態が起これないように参考となる目安の数値を提示し、それを参考に茨城県再生協議会から町再生協議会に通知が提示され、その数値を町の生産者に配分し、今年度も生産調整のご協力をいただいているところでございます。生産調整を達成し

ている生産者には、国や県からの補助金、町からの補助金が交付され、安定的に収入を得ることができます。

今後経営規模の拡大をしていくのであれば、飼料用米や輸出米の生産に協力をいただくことにより、より安定した収入を得ることができます。農家の皆様には、来年度以降も生産調整にご協力をお願いしたいと考えております。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 生産調整も確かに重要な施策ですが、ほかにも農家の収入増につながるような施策を考えていただきたいと思います。

基盤整備事業の進捗状況について伺います。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 基盤整備の進捗状況についてのご質問でございますが、先ほど五十嵐議員の質問にもお答えしたとおり、現在3地区の基盤整備を行っております。まず、現在工事中である利根北部地区でございますが、令和2年度完了予定となっております。

次に、事業実施2年目である利根西部地区でございますが、現在地区会の測量を行っており、作付後には地権者等による境界確認を行う予定となっております。

最後に、調査計画2年目である利根南部地区でございますが、国の採択に向けて、今年度中に事業内容に対する地権者の仮同意を取得する予定でございます。

それと、米価、米の収入アップは、私は三つぐらい多く考えられると思います。一つは、コストをかけないで米をつくる。基盤整備で土地を大きくして、その中で米をつくるというのは今やっていることです。後は、ブランド、先ほど言ったブランド米をつくる。それと、後は薄利多売ですか。たくさんつくと。こういう三つぐらいしかないのかなと今のところ思っているところですが、間違っているかもしれませんが、こういうことを考えながら一番いい方法を得て、収入を得ることが大事なことはないかなと。素人ですから私はこのくらいしか思いつかないのですが、いろいろ皆さんと話ながら、またいい方法を考えていくつもりです。よろしくどうぞ。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 認定農業者への支援と集落営農の組織化、法人化への支援をしていくとのことですが、単独で農業をしている農家の支援が重要な課題です。大規模農業をしている事業者は安定しておりますが、小規模農家は、経営基盤が不安定で先行きが見えません。一番困っている人に手を差し伸べるのが行政本来の役割であり、仕事ではないでしょうか。販路についても利根町独自の販売ルートをつくり、拡大していくのが理想だと思います。今後とも利根町の農業発展のため、よりよい施策を作成し、農家への補助金をふやして、安定した地域づくりに取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、質問事項2、不登校児童生徒の支援について伺います。

不登校児童生徒への支援につきましては、関係者においてさまざまな努力がなされ、児

児童生徒の社会的自立に向けた支援が行われてきたところですが、不登校児童生徒の数は依然として高水準で推移しており、生徒指導上の喫緊の課題となっております。不登校については、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得ることとして、捉える必要があります。また、不登校という状況が継続し結果として十分な支援が受けられない状況が継続することは、自己肯定感の低下を招くなど本人の進路や社会的支援のために望ましいことではありません。支援を行う重要性について、十分に認識する必要があります。

現在、利根町で不登校の児童生徒はどのくらいいるのか実態等を伺います。

○議長（船川京子君） 直井指導室長。

○指導室長（直井由貴君） それでは、大越議員のご質問にお答えいたします。

不登校の児童生徒はどれくらいいるのか、実態等伺いますとのご質問でございますが、まず、不登校の定義でございますが、病気等での欠席を除き、1年間で30日以上欠席した児童生徒を指します。今年度は、1学期末時点で小学校で2名、中学校8名が不登校に該当してございます。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 学年別の人数がわかれば教えていただきたいのですが。

○議長（船川京子君） 直井指導室長。

○指導室長（直井由貴君） それではお答えいたします。

学年別でございますが、小学校2名、内訳といたしましては、小学校4年生が1名、6年生が1名でございます。中学校8名の内訳でございますが、1年生が3名、2年生が1名、3年生が4名という状況でございます。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考えとして、支援の視点から不登校児童生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒がみずからの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があります。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見詰め直すなどの積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意することが必要であります。

学校教育の意義、役割としては、特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家、社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としております。その役割は、極めて多いことから、学校教育の一層の充実を図る取り組みが重要であります。

また、不登校児童生徒への支援については、児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的、計画的な個々の児童に応じたきめ細やかな施策を作成することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であり、さらに既存の学校教育になじめない児童生徒について

は、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があります。

さらに、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、夜間中学での受け入れなど、さまざまな関係機関等を活用し、社会的自立への支援を行うことが必要であります。

家庭教育は全ての出発点であり、不登校児童生徒の保護者の個々の状況に応じた働きかけを行うことが重要であり、また、不登校の要因、背景によっては、福祉や医療関係機関等と連携し、家庭の状況を正確に把握した上で、適切な支援や働きかけを行う必要があるため、家庭と学校、関係機関の連携を図ることが不可欠であります。その際、保護者と課題意識を共有して、一緒に取り組むという信頼関係をつくることや訪問型支援による保護者への支援等、保護者が気楽に相談できる体制を整えることが重要であります。

不登校の児童生徒に対し、支援体制はどのようになっているのか。また、今後支援の強化など検討されているのか伺います。

○議長（船川京子君） 直井指導室長。

○指導室長（直井由貴君） それでは、大越議員のご質問にお答えいたします。

不登校児童生徒に対する支援体制と支援強化等の検討についてというご質問にお答えいたします。

まず、不登校児童生徒に対する支援体制でございますが、各学校とも校長、教頭、管理職を含め生徒指導部会を中心に、不登校児童生徒に対するケース会議を定期的にあるいは必要に応じて実施して、開催しているところでございます。その中で、先ほど議員からもありましたとおり、児童生徒一人一人について、現状の把握と学校復帰に向けた支援のあり方等を協議し、保護者面談や家庭訪問等をしながら対応している現状にあります。

先ほどお話にもありました自立に向けた支援、特に中学校3年生におきましては、進路相談も含めまして、丁寧に対応しているところでございます。

また、学校への登校が難しい場合は、利根町図書館2階に設置しました適応指導教室とねっ子ひろばへの通級を促しているところでございます。適応指導教室での活動を通して、学校への登校不安を少しでも和らげ、自分の行動に自信を持つことができるように、学校復帰に向けた支援を行っているところでございます。

次に、支援の強化についてでございますが、毎月1回各学校の生徒指導主事を集めまして、不登校児童生徒についての情報公開や支援のあり方につきまして、協議会を開催しております。指導室の指導主事も参加しまして、適応指導教室に通級している生徒の活動状況や今後の支援のあり方等につきまして、意見交換を行っております。さらに、今年度から適応指導教室の指導員を1名増員、さらに指導室指導主事を1名増員いたしまして、充実した支援ができるように強化をしているところでございます。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 児童生徒にしっかりとした支援をしていただきたいと思います。

不登校が生じないような学校づくりでは、児童生徒が不登校になってからの事後的な取り組みだけではなく、児童生徒が不登校にならない魅力ある学校づくりを目指すことが重要であり、いじめや暴力行為を許さない学校づくり、問題行動への毅然とした対応が大切であり、また、教職員による体罰や暴言等不適切な言動や主導は許されず、教職員のオフ適切な言動や指導が不登校の原因となっている場合は、懲戒処分も含めた厳正な対応も必要です。

また、学業のつまづきから学校へ通うことが苦痛になるなど、学業の不振が不登校の一つのきっかけの一つとなっていることから、児童生徒が学習内容を確実に身につけることができるよう、指導方法や指導体制を工夫改善し、一人一人に応じた指導の充実を図ることが望まれます。

児童生徒が将来の社会的自立に向けて、主体的に生活コントロールする力を身につけることができるよう、学校や地域における取り組みを推進することが重要です。不登校の児童生徒が生じない学校づくりについて、どのように考えているのか伺います。

○議長（船川京子君） 直井指導室長。

○指導室長（直井由貴君） それでは、ご質問にお答えいたします。

不登校の児童生徒が生じない学校づくりでございますが、対象が全児童生徒になることから、一言で申し上げますと、魅力ある学校づくりということになるかと思えます。具体的に申し上げますと、わかる授業の展開や集団の所属感を高めるための学級活動、学年の枠を超えた異年齢集団による活動、学校行事、教職員の児童生徒に対する温かい対応、例えば、言葉遣いや児童生徒がつくった作品に対する温かいコメント等、教育活動全てにおいて、楽しく温かい雰囲気のある学校、学校づくりを目指すことで、児童生徒が達成感や成就感、先ほど議員からもありました自己有用感を味わうことができる学校づくりが大切であるというふうに考えております。

不登校の児童生徒が生じない学校づくりは、とても大切であるというふうに考えております。未然防止を含めまして教職員が一丸となって、不登校児童生徒がなくなるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 利根町には、不登校の児童生徒がいないと胸を張れる学校づくりとまちづくりを推進していただきたいと思います。

質問事項3、利根町の人口自然減について伺います。

厚生労働省は、本年6月7日に2018年の人口動態統計概数を発表しました。死亡数から出生数を引いた自然減は44万4,085人と初めて40万人を超えました。1人の女性が生涯に産む子供の推計人数を示す合計特殊出生率は1.42で、3年連続で低下しました。人口減少

は進む見通しで、子育て支援や労働生産性の向上が課題となります。

利根町においても、平成5年3月末2万1,010人をピークに年々人口が減っております。令和元年7月1日現在1万6,221人で、ピーク時より4,789人の減です。国立社会保障人口問題研究所の将来推計人口では、2045年これから26年後利根町の人口は7,853人で、現在より48.4%の減となり、人口が半分以下になります。利根町の人口が自然に減少するこの事態を何とかしなければならぬと思いますが、町はどのように捉えているのか伺います。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 本町の人口が自然減少するこの事態について、町はどのように捉えているのかとのご質問でございますが、当町は、昭和40年代後半から平成初期にかけて、都近通勤者のベッドタウンとして急激に人口をふやしてきた町です。議員もご承知のとおり、当時は都心部の地価高騰や渋滞、公害など、住環境の悪化などを理由に、都心通勤者世帯が通勤圏内でありながら自然が豊かで住環境のよい、いわゆる近郊都市にマイホームを求めてきました。ここ利根町においても昭和40年代から昭和50年代にかけて、大規模な宅地開発が各所で進み、移住者が移り住んできたことで一気に人口をふやしてきたという背景がございます。平成5年には、先ほど議員もおっしゃったとおり、2万1,000人を超え人口のピークを超えましたが、それ以降は減少傾向に転じることとなり、その後も人口減少が続いたことで、平成29年4月には、過疎地域の指定を受けることとなりました。

この人口減少問題は、町にとって大きな課題の一つとして捉えており、平成28年2月には、人口減少対策に特化した計画、利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、この5年間、特に子育て支援、教育環境、若者の移住定住など、人口減少緩和を図るための施策や事業を推進してまいりました。

しかし、国全体が人口減少に転じている中で、新たな移住者の獲得による人口増加は難しく、現在は多くの自治体において、今後も人口は減り続けるものという認識のもと、いかにして人口減少に歯止めをかけられるのか。また、住所を移さずとも町に何らかの関係を持つ人々、関係人口の増加という視点に立った施策を推進しています。

当町における人口動態を分析しますと、出世者数と死亡者数の動き、自然動態において、死亡者数が出世者数を大きく上回る傾向が長期的に続いていることが、人口減少につながっている大きな要因と捉えております。これは、かつて利根町の人口増加の大きな要因となった団塊の世代が次々と後期高齢者世代を迎え、高齢化率を引き上げている一方、団塊ジュニアと呼ばれる世代やまたその子供たちの転出が増加していることで、出生数の低下を招いていると考えられます。

このような現状を踏まえ、現在町では、来年度からの新しい人口減少対策を進めるに当たり、現行の利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定作業を行っており、今後は、移住定住につなげるための町とかかわりを持つ人、つまり関係人口の増加を図れる施策が重要になってくると考えております。

次期総合戦略には、これまでの子育てや教育環境、若者の移住定住を引き続き戦略の柱としつつ、関係人口を増加させる新たな施策や事業を取り入れながら、人口減少対策に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 人口減少の抑制策として、子育てがしやすいまちづくりを推進すれば子育て世代の流出に歯止めをかけられ、ひいては、流入人口も期待できるかもしれません。こうした人口減少抑制策につながるような子育て支援策等があるのか、また、検討しているのか伺います。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 人口減少抑制策につながるような子育て支援施策はあるのか、また、検討しているのかとのご質問でございますが、先ほどのご質問でも答弁しましたが、現在町では、利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略に示した各施策や事業の推進により、人口減少緩和に取り組んでいるところです。この総合戦略には、六つの基本目標を掲げておりますが、議員ご質問の人口減少抑制策につながるような子育て支援政策に関しましては、基本目標1、とことん子育て応援利根プロジェクトにおいて、子供の保育、居場所の拡充、子育て世代が暮らしやすい環境づくり、また、子育て世代に対する経済的支援の充実など、さまざまな施策や事業が掲げられており、これらを着実に実行していくことで、利根町の子供たちが地域の大人たちに見守られながら健やかに成長することができるよう、家庭、地域住民、学校機関、行政が連携し、地域ぐるみでよりよい子育ての支援体制が構築されるものと考えております。

また、現在来年度からスタートする新たな総合戦略の改定作業も進めているところでございますので、今後も子育て支援策の充実が図れるよう取り組んでまいります。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 人口減少の抑制には、出生率を高める必要があります。日本の出生数は、団塊世代である1949年に最多の269万6,638人を記録しました。その後は、100万人台で推移し、1971年から1974年に生まれた団塊ジュニアのころには200万人台を回復し、その後は、一貫して減少しております。出生数の減少の背景には、25歳から39歳の出産適齢期の女性の人口の減少があります。近年では、毎年25万人ペースでこの世代の女性数が落ち込んでおります。未婚でも子供が欲しいという人は多いようです。出産や子育て支援など、子供を持ちたい人が持てる施策も作成していただきたいと思っております。

また、三世代同居以上の世帯については、町税の減額や家を新築、購入、リフォームする場合に補助金などを支給する三世代同居等支援事業を展開してはいかがでしょうか。そうすれば、子供たちも親と同居したほうがメリットがありますので、利根町に家を構えると思っております。

現代社会の抱える問題は、核家族がふえたことが根底にあると思っております。高齢者のひと

り暮らしや老老介護，免許証の返納，買い物支援，ごみ出し支援等の問題が全て三世代同居家族がふえれば解決しますので，ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

質問事項4，いきいき茨城ゆめ国体について伺います。

ウオーキング利根参加募集のポスターを何度も目にしました。町としても広くPRしたと思いますが，ロングコース及びショートコースの参加人数について伺います。

○議長（船川京子君） 久保田生涯学習課長。

○生涯学習課長（久保田政美君） それでは，大越議員からの利根町ウオーキング大会こちらのほうのロングコース及びショートコースの参加人員について伺いますというご質問でございます。

こちらのほうの参加申し込みにつきましては，7月2日から8月31日までの期間において受け付けをいたしました。もう既に申し込みについては終了をしておりますが，500名の募集に対しまして，参加の申し込みが565名となっております。また，ロングコースにつきましては137名，ショートコースにつきましては428名の申し込みがありました。このほかの参加者としまして，布川文間小学校の5，6年生と文小学校の3年生から6年生までの約250名がショートコースに参加を予定している状況でございます。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） これは，ロングコースとショートコースは，成人の方が137人と428人ということでしょうかね。町内の参加者人数を年代別に教えてください。

○議長（船川京子君） 久保田生涯学習課長。

○生涯学習課長（久保田政美君） 町内の年代別参加者ということですが，大変申しわけございません。今資料がございませんので，わかる範囲内でお答えさせていただきます。

まず，町内のショートコースの参加者でございます。男性につきましては125名，女性が181名の306名でございます。ロングコースにつきましては，男性の方が49名，女性の方が31名で80名という形でございます。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 昨年のプレ大会を踏まえ，本大会を実施するに当たり，課題等への対応や対策，また，参加者へのおもてなしはどのようになっているのか再度伺います。

○議長（船川京子君） 久保田生涯学習課長。

○生涯学習課長（久保田政美君） それでは，大越議員からの2点目の質問で，昨年のプレ大会を踏まえ，本大会を実施にするに当たり，課題等への対応や対策，また，参加者へのおもてなしはどのようになっているか伺いますとのご質問でございます。こちらのほうにつきましては，まず，プレ大会を踏まえた課題等への対応や対策ということですが，昨年のプレ大会に参加されました方々にアンケートを実施しております。そのアンケート結果によりますと，コースの案内が不明瞭であったことや，また，柳田國男記念公

苑におきます仮設トイレの設置という形の要望が多数ございました。このことを受けまして、まず、コース案内が不明瞭という指摘がありました箇所には、立哨の係員、または矢印表示などの増設をいたしました。また、柳田國男公苑には、仮設トイレを洋式が6台、男子用3台、障害者用1台を設置して対応する予定でございます。

その他の事項につきましては、利根町のウォーキング大会常任委員会を毎月開催しております。よりよい大会になるように対策を進めているところでございます。

次に、参加者へのおもてなしについてでございます。こちらのほうにつきまして、まず、大会当日スタート時には、利根町公民館の特設会場において、おはやしと布川文間小学校の5、6年生と文小学校の3年生から6年生までの約250名によるお見送りを実施いたします。そのお見送りを実施した後、小学生がショートコースにスタートということになります。

また、それぞれのコースにつきましては、給水所または休憩所を設置する予定でございます。こちらのほうの給水所においては、熱中症対策として、水分補給だけではなく適度な塩分補給が必要なことから、塩あめや漬物等の提供を行う予定でございます。また、ゴール地点となる利根町公民館特設会場においても給水所と同じく、飲料水、塩あめ、漬物、豚汁等の配付を行います。

また、その他参加された皆様につきましては、町のPRとして、先ほど町長もお話がありました。利根町産のお米のパック、また、利根町の観光パンフレット、お赤飯、それと県知事からの完歩賞、それと茨城県からの記念賞、また、ウォーキング大会の記念用タオルこちらのほうを参加賞として配付をする予定をしております。

大会当日につきましては、参加者等に対しまして、おもてなしの心を持ちまして、温かく迎えるとともに、心に残る大会として実施していきたいと考えております。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 町内はもとより、県内からも大勢の人が参加する大会ですので、利根町の魅力あるよいところ、そして、名所旧跡を堪能して利根町の歴史と文化に触れ合い、参加をしてよかったと皆様に思っただけのそんな大会にしなければなりません。それには、関係団体、関係機関と連携して、綿密な計画のもとオール利根で進めていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（船川京子君） 大越勇一議員の質問が終わりました。

○議長（船川京子君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

あす9月14日から9月25日までの12日間は、決算審査特別委員会及び議案調査のため休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

次回9月26日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後4時14分散会